

入間市ゼロカーボンシティ推進設備設置費補助金に関するQ & A

No.	質 問	回 答
1	どんな設備が補助対象設備になりますか。	①V2Hシステム ②太陽光発電システム（FIT・FIP制度の認定を取得しないもの） ③定置用リチウムイオン蓄電池（②と同時に導入するもの） の3つが補助対象設備となります。
2	申請から支払いまでの流れを知りたいです。	申請 → 決定通知 → 実績報告兼請求 → 確定通知 → 支払いとなります。
3	電子申請はできますか。	持参または郵送での手続きのみとなります。
4	申請前に工事を始めて良いですか。	申請前に工事を開始してもかまいませんが、令和7年4月1日以降に契約及び工事に着手されたものが補助対象となりますのでご注意ください。
5	申請時に工事が終わっているのに、実績報告書も一緒に提出して良いですか。	実績報告書は、「交付決定通知書」を受け取ってからご提出ください。
6	太陽光発電システムを補助してもらいました。さらに定置用リチウムイオン蓄電池を設置したいため、再度蓄電池分の申請をしても良いですか。	補助金の交付は、1住宅1回限りのため、後からの申請はできません。 また、定置用リチウムイオン蓄電池については、太陽光発電システムと同時に導入したもののみが補助対象となります。
7	太陽光発電システムを補助してもらいました。さらにV2Hシステムを設置したいため、再度V2Hシステム分の申請をしても良いですか。	補助金の交付は、1住宅に1回限りのため、後からの申請はできません。
8	代理人が申請をしても良いですか。	代理人の申請も可能です。委任状は必要ありません。
9	郵送で手続きできますか。	郵送による手続きも可能です。 ただし、書類の不備・不足があった場合はすべてそろってからでなければ受理することができませんのでご注意ください。
10	購入金額が0円、もしくはリースの場合でも補助対象になりますか。	購入金が0円、もしくはリース品は補助対象外です。

11	新築住宅は対象となりますか。	新築住宅も対象となります。
12	集合住宅は対象となりますか。	集合住宅は対象外です。
13	V2Hシステムと定置用リチウムイオン蓄電池を設置したいのですが、対象要件である太陽光発電システムをまだ設置していません。同時に設置しようと思うのですが、その場合は補助対象となりますか。	V2Hシステムについては、太陽光発電システムは既設、新設は問わないため、要件に合った太陽光発電システムであれば、同時に設置した場合も補助対象となります。 その場合、太陽光発電システムも補助対象となる場合がありますので、その際は一緒にお申込みください。 なお、定置用リチウムイオン電池については新設の太陽光発電システムを同時に導入する場合に限り補助対象です。
14	補助対象設備はどの製品でも補助対象となりますか。	V2Hシステムは、国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車センターにより登録されたものが補助対象となります。 太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電池は、環境省が実施している「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業分）」の対象となっているものが補助対象となります。詳しくはパンフレット及びチェックリストをご参照ください。
15	定置用リチウムイオン蓄電池だけ設置しようと思うのですが、補助金は出ますか。	定置用リチウムイオン蓄電池は、太陽光発電システム（FIT・FIP制度の認定を取得しないもの）と同時に設置する方が対象となるため、蓄電池のみの設置は補助対象外となります。
16	国・県が実施している補助金と併用しても良いですか。	・V2Hシステムについては併用可能です。ただし、対象経費が国・県の補助金で全て補われている場合は補助対象外です。 ・太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電池は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を原資として補助メニューのため、他の国庫補助が原資となっている補助金との併用はできません。 ・県が実施している「家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金」については、の太陽光発電システムとの併用はできませんが、定置用リチウムイオン蓄電池との併用は可能です。
17	県の補助金を受けて太陽光発電システムを設置する予定です。市の補助金も申請することはできますか。	県の太陽光発電システムは、国庫補助が原資となっているため、併用はできません。
18	太陽光発電システムの補助額を計算する際、「太陽電池出力（kW）」は、太陽電池モジュールとパワーコンディショナーのどちらの出力値を使用するのでしょうか。	交付額の算定に用いる「太陽電池出力」については、太陽電池モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値で算定します。

19	太陽光発電システムの補助額を計算する際、「太陽電池出力（kW）」は、小数点は含めますか。	kW単位で小数点以下を切り捨てた値で算定します。
20	実績報告書はいつまでに提出が必要ですか。	工事完了日の翌日から30日以内（交付決定通知書が届く前に工事が完了している場合は交付決定通知書の到着の翌日から30日以内）におこなってください。 しかし、最終締切日が令和8年2月27日であるため、それまでに工事及び業者への支払い全てを終えている必要がありますので、工事完了日に関わらず令和8年2月27日までに到着するように提出してください。
21	実績報告のための書類をそろえるのに時間がかかる	提出できない書類とその理由、提出の時期を理由書に記載し、理由書を代わりに提出してください。ただし、領収書の発行がされていない場合は領収書を提出いただいてからの支払い手続きとなります。提出できない書類はそろい次第提出いただければ結構です。
22	補助金の支払いはいつですか	実績報告書を提出いただいてからの支払い手続きとなります。交付額確定通知書を発送してから1か月以内にはお支払いします。（交付額確定通知書に振り込み日の記載があります。）
23	2月28日は土曜日ですがいつまでに提出すればよいでしょうか	2月27日（金）までに提出してください
24	発電量及び消費電力量の調査とはなんですか	太陽光発電システムを補助金を活用し導入した方が対象となるものです。要件の一つに発電する電力の30%以上を自家消費とすることとしており、それを報告してもらいます。翌年以降に市役所から郵送で依頼通知を送付しますので必要書類を記載および添付の上ご提出ください。 発電量・消費電力量がわかる書類の提出が必要ですので、事前に準備いただければスムーズに対応いただけるかと思います。